

総合地球環境学研究所毒物及び劇物の管理に関する規則

平成 14 年 9 月 24 日制 定

規則第 92 号

令和 7 年 2 月 12 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における毒物及び劇物の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 毒物 毒劇物法第 2 条第 1 項に定めるものをいう。
- 二 劇物 毒劇物法第 2 条第 2 項に定めるものをいう。

(管理の総括)

第 3 条 総合地球環境学研究所長（以下「所長」という。）は、研究所における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。

(毒劇物管理責任者)

- 第 4 条 研究所に毒劇物を管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を 2 名以上置き、うち 1 名を主任管理責任者（以下「主任」という。）とする。
- 2 所長は、毒劇物の使用について専門的な知識を有する専任研究教育職員のうちから管理責任者を指名し、「毒劇物管理責任者名簿（別記様式 1-1 号及び 1-2 号）」を作成する。
- 3 主任は、所長を補佐し、毒劇物管理に関する実務を統括する。
- 4 管理責任者は、保管庫及び保管容器の盗難、転倒等による破損、不適正使用等、毒劇物による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

(毒劇物使用者)

- 第 5 条 毒劇物を使用する者（以下「毒劇物使用者」という。）は、次に掲げる者とする。
- 一 毒劇物を職務上又は研究教育上使用する者

二 法第3条の2第1項の規定により許可を受けた特定毒物研究者

- 2 毒劇物使用者は、使用に先立って、実験施設利用申請書（総合地球環境学研究所実験施設利用細則別記様式1-1号又は1-2号）の所定欄に記入のうえ、所長あてに毒劇物の使用申請を行い、許可を受けなければならない。
- 3 所長は、毒劇物の使用を許可した毒劇物使用者に対し、その旨を記載した実験施設利用許可証を交付するものとする。
- 4 毒劇物使用者は、管理責任者の指示に従わなければならない。

（毒劇物の保管及び管理）

- 第6条 管理責任者は、毒劇物を堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に、一般の薬品と区別し、保管しなければならない。
- 2 管理責任者は、常に毒劇物の使用状況及び保管状況を把握し、使用見込みのない毒劇物については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。
 - 3 第1項の保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。

（毒劇物の表示）

第7条 管理責任者は、毒劇物に関し次表の表示をする。

区分	容器及び被包	貯蔵又は陳列する場所
毒物	「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」	毒物保管庫
劇物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」	劇物保管庫

（事故の際の措置）

- 第8条 毒劇物使用者は、毒劇物の保管又は使用に係る毒劇物の飛散、漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに毒劇物管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。
- 2 毒劇物使用者は、毒劇物が盗難にあったとき、又は紛失したときは、直ちに毒劇物管理責任者に届け出なければならない。
 - 3 前2項の場合において、主任は、所長に直ちに報告するものとする。
 - 4 前項の報告を受けた場合において、所長は、保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

（庶務）

第9条 この規則に関する庶務は、財務課の協力を得て、研究支援課において処理する。

（細則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。